

西欧ブリュッセル条約

(經濟的、社会的及び文化的協力並びに集団的自衛のための条約)

当事国
七

署名
一九四八年三月一七日(ブリュッセル)
効力発生
一九四八年八月五日
(改正一九五一年一月二三日)
署名のパリ協定(2)アリュッセル条約を
修正して完全なものにする議定書による)

ベルギー國攝政殿下、フランス連合議長たるフランス共和国大統領、ルクセンブルグ國大公殿下、オランダ國皇帝陛下並びにグレート・ブリテン、アイルランド及びグレート・ブリテン海外領土陛下は、
ヨーロッパの經濟的復興のための、事務に対するいかなる
障害も伴つてはならないばかりでなく、反対に、右組織の
仕事を援助しなければならない。

第二条「社会的協力」締約国は、締約國の國民が一層高い生活水準に到達することを助長するため並びにその事務に対応する方針を、各自の國の関する限りにおいて宣言する。締約國のいずれかの
領土並びに他の理想に関する各自の信念を再確認すること、
各自の共同の財産である、民主主義、個人の自由及び政治

的自由の諸原則、憲法に関する伝統並びに法の支配を強固にし、かつ、これを保持すること、前記の目的を目標として、既に各自を結合している經濟的、社會的及び文化的關係を強化すること、ヨーロッパの經濟的復興のための確固たる基礎を西ヨーロッパに設置するため、誠実に協力し、かつ、各自の努力を調整すること、國際的平和及び安全の維持につき及びいかなる侵略政策に対する抵抗についても、國際連合憲章に従つて相互に援助を与えること、

ヨーロッパの結合を促進及び漸進的な一体化を助長し、された他の諸國を前記の目的の追求に関して、漸次に结合させることを、決議した。

前記の目的のために、經濟的、社會的及び文化的事項についての協同動作並びに集団的自衛のための約束を締結することを希望して、右の者は、次とのおり各自の全権委員を任命した。

(全権委員名略)

右全権委員は、各自の全権委任状を示し、それが良好妥当なものであることを認めた後、次のように協定した。

第一条 經済的協力 締約國の利害の密接な共通性とヨーロッパの經濟的復興を助長するために結合することの必要性とを確信して、締約國は、締約國の經濟政策における衝突の生産の調整及び商業的交易の發達によつて、できるだけ結果をもたらすよう締約國の經濟的活動を組織し、かつ、調整する。

第八条に掲げる理事会により実施される前項に定める協力は、締約國が代表者を出しているか、又は出すことのある他の組織の仕事のいかなる重複又はこの仕事に対するいかなる阻害も伴つてはならないばかりでなく、反対に、右組織の仕事を援助しなければならない。

第二条「社会的協力」締約國は、締約國の國民が一層高い生活水準に到達することを助長するため並びにその事務に対応する方針を、各自の國の関する限りにおいて宣言する。締約國のいずれかの領土並びに他の理想に関する各自の信念を再確認すること、
各自の共同の財産である、民主主義、個人の自由及び政治

的自由の諸原則、憲法に関する伝統並びに法の支配を強固にし、かつ、これを保持すること、前記の目的を目標として、既に各自を結合している經濟的、社會的及び文化的關係を強化すること、ヨーロッパの經濟的復興のための確固たる基礎を西ヨーロッパに設置するため、誠実に協力し、かつ、各自の努力を調整すること、國際的平和及び安全の維持につき及びいかなる侵略政策に対する抵抗についても、國際連合憲章に従つて相互に援助を与えること、

ヨーロッパの結合を促進及び漸進的な一体化を助長し、された他の諸國を前記の目的の追求に関して、漸次に結合させることを、決議した。

前記の目的のために、經濟的、社會的及び文化的事項についての協同動作並びに集団的自衛のための約束を締結することを希望して、右の者は、次とのおり各自の全権委員を任命した。

(全権委員名略)

右全権委員は、各自の全権委任状を示し、それが良好妥当なものであることを認めた後、次のように協定した。

第一条 經済的協力 締約國の利害の密接な共通性とヨーロッパの經濟的復興を助長するために結合することの必要性とを確信して、締約國は、締約國の經濟政策における衝突の生産の調整及び商業的交易の發達によつて、できるだけ結果をもたらすよう締約國の經濟的活動を組織し、かつ、調整する。

第八条に掲げる理事会により実施される前項に定める協力は、締約國が代表者を出しているか、又は出すことのある他の組織の仕事のいかなる重複又はこの仕事に対するいかなる阻害も伴つてはならないばかりでなく、反対に、右組織の仕事を援助しなければならない。

第六条【防衛措置の報告と終止】前条の結果として執られた一切の措置は、直ちに安全保障理事会に報告されなければならない。右措置は、安全保障理事会が國際的平和及び安全を維持するため又は回復するため必要な措置を執つたとき直ちに終止されなければならない。

第五条【武力攻撃に対する相互援助】締約國のいすれかが、ヨーロッパにおいて武力攻撃の対象となる場合には、他の締約国は、締約國が設ける機関は、北大西洋条約機構と緊密に協力して行動しなければならない。

第六条【防衛措置の報告と終止】前条の結果として執られた一切の措置は、直ちに安全保障理事会に報告されなければならない。右措置は、安全保障理事会が國際的平和及び安全を維持するため又は回復するため必要な措置を執つたとき直ちに終止されなければならない。

第七条【他の条約との関係】締約國は、自國と他のいすれかの締約國又はいすれかの第三國との間に現在実施されている國際的約束にいたずらに、この条約の規定と衝突するものと解釈されなければならない。この条約は、安全保険理事会に基づく権能と責任とにいかようにでも影響するものと解釈されなければならない。



第八条【西ヨーロッパ連合理事会】 1 ヨーロッパの平和及び全般を強化し、かつヨーロッパの結合を促進し、並びにヨーロッパの漸進的・一体化と各自の間の及ぼすヨーロッパの機構との緊密な協力をと助長する目的をもつて、ブリュッセルの締結は、この条約並びにその議定書及びその議定書の附属書の実施に関する事項を審議するための理事会を設けるものとする。

2 理事会は、「西ヨーロッパ連合理事会」と称し、その職務を維持して遂行することができるよう組織されるものとする。理事會は必要と認める補助機關を設けるものとし、特に第四議定書に定める職務を遂行する軍備管理機関を直ちに設けるものとする。

3 理事会は、いずれかの締結の要請により、いずれの地域で生ずる脅威であるを問わず、平和に対する脅威となり又は経済の安定に対する危険となるおそれのある事態に関して、締結が協議することができるよう直ちに招集されるものとする。理事会は、他のいかなる決議も合意されなかつた場合又は合意することができない場合は、全会一致の表決により決定を行うものとする。第二議定書、第三議定書及び第四議定書に定める場合においては、理事会は、それら議定書に定める全会一致、三分の二の多数、半純多數等の表決手続に従うものとする。理事会は、軍備管理機関が提出した問題について、単純多数により決定を行う。

第九条【軍備管理に関する報告】 西ヨーロッパ連合理事会は、その活動特に軍備管理に関する年次報告をヨーロッパ評議会の諮問委員会におけるブリュッセル条約当事国の代表者からなる会議に対し作成しなければならない。

第一〇条【紛争の平和的解決】 紛争を平和的手段のみによつて處理しようとする決意に従つて、締結は、相互の間の紛争に対し次の規定を適用する。

1) 司法裁判所規則第三六条第二項の範囲内に属する一切の紛争を右裁判所に付託することによつて解决する。但し、締結の各に關する場合に限つては、義務的管轄に関するものの条項を受諾するに際し、その当事国によつて既になされているいかなる保留をも、その國がその保留を維持する限度において認め

る。更に、締結は、國際司法裁判所規程第三六条第二項の範囲外の一切の紛争を専門的に付託する調停を適当とする問題と司法的解決を適当とする他の問題との両者を含む混合紛争の場合においては、いずれの紛争当事國も法律問題の司法的解決が調停に先立たなければならぬと主張する権利を有する。この条の前諸規定は、ある他の平和的解決方法を規定している関係規定は關係協定の適用にいかようにても影響するものではない。

第一一条 加入 締結は、合意によつて、他のいずれの国に対しても、締結と被招請國との間に協定される条件において、この条約に加入するよう招請することができる。このように招請されたいのちの國も、ベルギー國政府に加入書を寄託するによつてこの条約の当事國となることができる。ベルギー國政府は、各加入書の寄託を各締結に通知する。

第一二条 批准、有効期間、廃棄 この条約は、批准されなければならぬ。又批准書は、なるべくすみやかにベルギー國政府に寄託されなければならない。この条約は、最後の批准書の寄託の日から実施され、かつ、その後は五年間引き続き効力を有する。

五十年の期間の満了後は、各締結は、ベルギー國政府に対して事前に一年の廃棄通告を行つたことを条件として、この条約の当事国であることをやめる権利を有する。ベルギー國政府は、各批准書及び各廃棄通告の寄託を他の締結の政府に通知しなければならない。

第一三条【紛争の平和的解決】 紛争を平和的手段のみによつて處理しようとする決意に従つて、締結は、相互の間の紛争に対し次の規定を適用する。

1) 司法裁判所規則第三六条第二項の範囲内に属する一切の紛争を右裁判所に付託することによつて解决する。但し、締結の各に關する場合に限つては、義務的管轄に関するものの条項を受諾するに際し、その当事国によつて既になされているいかなる保留をも、その國がその保留を維持する限度において認め

